

一、華費費用トシテ金百五拾円支給ノ事
 右ノ通り解決スルニ當リ各自一通宛所持スルモノトス
 昭和七年五月十九日

- 金星敏々主 栗原太三郎
- 従業員代表 田中政雄
- 組合代表 波辺惣藏
- 加納正次

勞務第二四四三號

昭和七年五月十三日

警視總監

大野録一郎

内務大臣 鈴木喜三郎殿

労働課長 局長 官殿

常務理事 労働課長

事務主任

7. 5. 18
3879

要旨

（一）従業員側ニ於テハ七日特選改選案ニ對シテ嘆願書ヲ提出スル等シタルカハ自勞資會議是等シ
 ト全部承認スラレタルガモ従業員側ニ於テ是等之嘆願書提出シ九日罷業ヲ決行セリ
 （二）僱主ハ従業員ノ挑駁的態度ニ遺憾シ回答ヲ拒否シ前報ニ準テ未拂給料八十日俵表
 局ニ供託セリ

標記争議発生ニシテカノ状況左記ノ通り

記

一、争議発生ノ場所 神田區淡路所ニ一四